

育児休業手当金の支給期間の延長に係る手続の見直しについて

1 概要

育児休業手当金の支給延長は、保育園に入所できないなど、職場復帰したいがやむを得ず育児休業等を延長した場合に、経済的援助を行うことを目的として、育児休業手当金を延長して支給するものです。

育児休業手当金	育児休業手当金	育児休業手当金 (延長①)	育児休業手当金 (延長②)
出生日	180 日	1 歳 (延長要件該当)	1 歳 6 か月 (延長要件該当)
			2 歳
育児休業等			

2 支給要件

育児休業等に係る子について、保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込を行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。）

なお、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」とは、次の(1)～(3)のいずれの要件も満たす場合です。

また、当該要件を満たすことを確認するため、以下の書類の提出をお願いします。

【提出物】

- ① 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）
 - ② 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」という。）
 申込書の写しは、市区町村に申し込んだものと同じであれば、市区町村の受付印は不要です。
 利用申込の内容を途中で変更した場合は、変更後の申込書の写し。
 なお、申込書の写しは、全てのページの提出をお願いします。また、市区町村に入所申込を行ったときに入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
 - ③ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（以下「入所保留通知書等」という。）
- (1) 市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日（法第70条の2第2項に規定する場合（パパママ育休プラス）に該当する場合には1歳2ヶ月に達する日（当該期間が1年を超える場合は、1年に達する日。以下同じ。）までに保育利用の申込を行っていること。
 具体的には、申告書に記載された利用（入所）申込をした日及び利用申込書に記載された提出日が、子が1歳に達する日以前の日であること。
 ただし、保育所等における保育を希望し、市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行おうとしたものの、一定の理由により申込ができなかった場合は、申告書の理由欄及び医師の診断書、障害者手帳の写し等により確認します。

「一定の理由」とは、育児休業の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合が該当し、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込を行わなかった場合はこれに該当しません。

「一定の理由」に該当する場合は、下記(2)及び(3)の確認は要しません。

なお、申込を失念していた場合や保育所等には空きがないと言われ、子が1歳に達する時期に入所できる見込みがなかったことなどから保育利用の申込を行っていなかった場合は、支給延長は認められません。

- (2) (1)の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たすことが必要です。

- ① 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。

具体的には、申告書及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前の日であることによって確認します。

なお、子が1歳に達する日の翌日より相当前の日を利用（入所）開始希望日として保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認するため、交付年月日が、子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降の入所保留通知書等を添付してください。なお、交付年月日が当該日より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子が1歳に達する日の翌日において保育が実施されていないことを記載の上、直近の入所保留通知書等（当該子が1歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）を添付してください。

ただし、子が1歳に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を当該育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日から2か月以内としていること。

この場合においては、申告書の理由欄にその旨を記載の上、当該市区町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類（市区町村が作成している資料やホームページ）、利用申込書及び入所保留通知書等を添付してください。なお、年に1回一定の期間のみ保育利用の申込を受けていない場合など、市区町村の事情により保育利用の申込の機会が極端に限られる場合には、個別に支部担当者へご相談ください。

- ② 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

具体的には、申告書において入所保留を積極的に希望する意思表示をしていないこと及び利用申込書において入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないことを確認すること

「入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当し、選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しないものである。

- ③ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

具体的には、申告書に記載された「利用（入所）申込を行った保育所等の中で、自宅又は勤務先から最も近隣の施設名と通所時間（片道）」が30分未満となっていること。この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間です。

また、通所時間が30分以上となっている場合は、申告書によって合理的な理由に該当することを確認することとし、「合理的な理由」とは、以下の場合です。

- a 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・ 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・ 勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
- b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
- f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

なお、申告書に上記dからfの理由に該当する旨の記載がされている場合は、これに該当することが確認できる書類を添付してください。

（添付書類の具体例）

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等（上記dの場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（上記eの場合）
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（上記fの場合）

- (3) 育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく、保育の利用を辞退した場合を除く。

具体的には、申告書又は入所保留通知書等の備考欄などで保育所等の内定を辞退していないことを確認します。辞退している場合は、申告書の理由欄によって「やむを得ない」理由に該当するのかが確認します。

「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

- (4) 子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合においては、上記(1)～(3)を準用します。

例えば、子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について、子が1歳に達する日の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6ヶ月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込を行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出をお願いします。

ただし、市区町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書等の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込時以降新たな申込の機会がなかった等）は、申告書等により確認をします。

確認方法は市区町村のホームページの写し等によりその事実を証明する書類を添付してもらい確認します。

1 (2)②「市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。」とあるが、利用申込書に「保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」といった項目にチェックされている場合は、延長要件には該当しないということか。

A 「保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」といった消極的に育児休業の延長も可能な旨、すなわち、選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示は、積極的に希望する旨には該当しないものとする。

2 (2)③「利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。」について該当しているか確認はどのようにするのか。

A 原則として組合員からの申告書の内容及び添付書類に基づいて延長の可否を判断します。

3 保育所の利用申込を1か所のみとしている場合は、支給延長の対象となるか。

A 1か所のみにしか申請しなかった理由を申告書の理由欄に記載いただき、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育を希望しているものであると認められるかどうか確認して判断することとなります。

なお、次のようなことが想定されます。

a 自宅から片道30分未満で通所できる保育所等が1か所のみであった場合

b 職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合

c 子の疾病や障害により特別に配慮が必要である場合

d 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合

4 今回の見直しはいつの延長手続きから適用されるか。

A 1歳又は1歳6か月に達する日が令和7年4月1日前である場合又は育児休業手当金の延長の申請が令和7年4月1日前である場合は、従前の要件で判断します。

① 令和7年4月1日以降に子が1歳に達し、延長手続きの届出も令和7年4月1日以降に行う場合 → 変更後の要件で判断します。

② 令和7年4月1日以降に子が1歳に達するが、延長手続きの届出は令和7年3月31日までに行う場合 → 変更前の要件で判断します。

③ 令和7年3月31日までの子が1歳に達しており、延長手続きの届出も令和7年3月31日までに行う場合 → 変更前の要件で判断します。

④ 令和7年3月31日までの子が1歳に達しているが、延長手続きの届出は令和7年4月1日以降に行う場合 → 変更前の要件で判断します。